

## 【共生社会に関する調査会】

### (1) 活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、第152回国会の平成13年8月7日に設置され、調査テーマを「共生社会の構築に向けて」と決定し、調査を進めている。調査の1年目は当面の具体的調査事項として「児童虐待防止に関する件」を取り上げ、第154回国会の平成14年6月12日、児童虐待防止についての提言を含む中間報告書を議長に提出した。

調査の2年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的調査事項として取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成15年2月5日、バリアフリー社会の実現について加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。また、2月12日には、東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男君、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳君及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。4月2日には、障害者の権利について桃山学院大学法学部法律学科教授瀧澤仁唱君、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長野村茂樹君及び障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

このような障害者の自立と社会参加に関する政府の取組状況についての説明や参考人からの意見聴取を踏まえ、平成15年5月7日、本件に対する調査会委員の認識の共有化を図るとともに、今後の取組の方向性を見いだすために委員間の自由討議を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加についての当面する課題について意見を集約し、5項目から成る「障害者の自立と社会参加についての提言」を取りまとめ、平成15年6月16日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

なお、平成15年2月18日から20日までの3日間、共生社会に関する実情調査のため、兵庫県及び京都府において現地調査を行った。

また、平成15年2月26日には、調査の1年目に具体的調査事項として取り上げた児童虐待防止に関する件についてのフォローアップ調査を行い、鴨下厚生労働副大臣から説明を聴取するとともに、淑徳大学社会学部社会福祉学科教授柏女靈峰君、朝日新聞論説委員川名紀美君及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

さらに、平成15年4月16日には、本調査会が第1期に提出し、平成14年4月から全面施行されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を聴取するとともに、お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授戒能民江君、全国婦人相談員連絡協議会会长原田恵理子君及び女性の家H E L Pディレクターオー大津恵子君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

このほか、児童虐待防止に関する件については、昨年1年間の調査に引き続き、本年更なる調査を行ったが、本調査会は本問題が緊急の対応を必要としていることにかんがみ、平成15年6月16日、立法府は、本問題の早期解決のため児童虐待の防止に関する法律の見直し等を、また政府においては、更なる児童虐待の防止に向け、8項目にわたる施策について万全の措置を講ずるべきことを内容とする児童虐待の防止に関する決議を全会一致で行った。

### 〔調査の概要〕

平成15年2月5日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①高齢者や障害者が使いやすいIT機器の研究開発の促進、②開発された福祉機器等の製品の最初の買い手としての政府の役割、③ALS患者の選挙権侵害に関する国家賠償訴訟判決に対する見解等について質疑を行った。

2月12日の調査会では、参考人から、高齢者や障害者が生活しやすい、環境負荷の軽減とモビリティ確保に責任を持った都市づくりを進める必要がある、ユニバーサルデザインの概念は、高齢者、障害者等多様なニーズを持つ人が最初から使えるように、まち、もの、サービス等をつくることである、障害者差別禁止法の下に、障害者基本法、ハートビル法、交通バリアフリー法等の具体的規定を有する法律が組み立てられるような法体系をつくる必要がある等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①ユニバーサルデザインの考え方、②人口低密度地域における移送支援の在り方、③高齢者や障害者にITを普及させる具体的方法等について質疑を行った。

4月2日の調査会では、参考人から、障害者差別禁止法を早急に制定すべきであるが、等しく機会を得たとしても障害者に能力差があることを直視してその機会が十全にいかされるよう社会保障制度の充実が必要である、差別には、不利益的取扱いと合理的配慮義務違反という2つの側面があり、合理的配慮義務に違反することも正に差別であることを認識すべきである、人権擁護法案は差別の定義がなされていないなど障害者の差別・人権侵害に対応できるか疑問であり、実効性のある障害者差別禁止法が必要である等の意見が述べられた。これら参考人に対し、①現在の障害者概念の見直しの必要性、②障害者基本法改正と障害者差別禁止法制定の関係、③障害者差別禁止法における差別の定義付け等について質疑を行った。

5月7日の調査会では、①郵便投票、代理投票等の活用による障害者の投票機会の拡大、②公共的施設、交通機関、IT分野等におけるユニバーサルデザイン化の必要性、③障害者の法定雇用率の義務化と小規模作業所への支援の強化、④教育機関において障害者の教育機会拡充のための取組を強化する必要性、⑤障害者に関する施策等の検討の場に障害当事者を参加させることの必要性等の意見が述べられた。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、障害者の自立と社会参加に関する件について意見を集約し、「バリアフリー社会の一層の推進」を始めとする5項目の提言を取りまとめた。

また、平成15年2月26日の調査会では、児童虐待防止に関する件について、政府から説明を聴取した後、参考人から、児童虐待事例に対し一貫した支援を行うため、児童相談所とともに市町村が児童虐待の発見から家族の再統合までを協同して支援する仕組みを構築

することが必要である、心の傷を持つ子どもが大人に見守られて愛されていると実感できるためにも、養護施設の小規模化、地域への分散及び職員の配置増が必要である、子どもの虐待防止のためには、現行の親権喪失とは別に、親権の一時停止や一部停止の制度が必要である等の意見が述べられた。政府及び参考人に対し、①親権及び懲戒権についての考え方、②市町村が児童虐待事例に対して支援を行う仕組みの構築、③自立援助ホームと地域小規模児童養護施設との関係、④専門性の高い里親が問題を抱えた子どもを預かる体制の構築等について質疑を行った。

さらに、平成15年4月16日の調査会では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について、政府から説明を聴取した後、参考人から、法の対象が限定的なものにとどまっており、法律が規定するDVでないと相談の対象にもならないなどの弊害が生じている、よりよい援助を実現するために、被害者の権利や自立支援の法律への明記、地域に密着した支援を実現するための市区町村への婦人相談員の配置が望まれる、民間シェルターが財政的危機により閉鎖に追い込まれることのないよう、国及び地方公共団体が必要な援助を行うことが求められる等の意見が述べられた。政府及び参考人に対し、①保護命令の対象を拡充する必要性、②DV事案について関係機関が連携して総合的な調査を行う必要性、③加害者更生プログラム等、男性の側における暴力防止のための施策の有効性等について質疑を行った。

## ○ 障害者の自立と社会参加についての提言

障害のある人がない人と同じように生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が誕生して半世紀が経過した。

我が国においては、昭和56年の国際障害者年を1つの契機として「完全参加と平等」を目標に各種施策が推進されてきており、平成5年に改正された障害者基本法では、障害者の自立と社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動への参加を推進することが目的として規定された。また、同年から始まった「障害者対策に関する新長期計画」においては、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁の4つの障壁という考え方方が打ち出され、ノーマライゼーションの理念の下、その除去に向けて各種施策が展開されるとともに、平成15年を初年度とする新たな障害者基本計画も策定されたところである。

しかし、社会においてはいまだ障害のある人を保護の対象として考え、障害のある人が権利の主体として活動できる状況には至っていない。そのために障害者の差別を禁止する法律の制定を求める声も高まっている。さらに、今後の高齢社会の進展を踏まえ、障壁の除去にとどまらず、社会全体をユニバーサルデザインしていくことも求められている。

このような中、本調査会は、障害のある人とない人が同じ社会の構成員として相互に尊重され、充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向けて議論を行い、その課題を明らかにするとともに、解決への取り得る諸施策について鋭意検討を進めてきた。

このような取組を経て、本調査会として当面の課題について、次のとおり提言する。

### 1 バリアフリー社会の一層の推進

(1) 障害の種類を問わず、障害のある人が安心して暮らすことのできる住まいの不足、

道路やまちにおける各種障壁の存在、教育や雇用における機会が十分に確保されていないなど、障害のある人が社会において自立した生活を営むための環境がいまだ十分に整備されていない現状にある。障害のある人が地域で暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの考え方を社会全体に浸透させる必要がある。

- (2) 既存の公共的建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言等積極的な支援に努めるとともに、新たに建築する公共的建築物については、ハートビル法の施行状況を踏まえつつ、バリアフリー対応の一層の強化を検討すべきである。
- (3) 高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段の確保は、活動や社会参加の前提条件となるものであり、都市部だけでなく鉄道やバスの使えない地域に居住している人を含めすべての人の移動を保障するため、S T S（スペシャル・トランスポート・サービス）等による外出支援サービスの充実を図る必要がある。また、移動の連続性を保障するため、一体的、連続的な空間の整備を一層推進すべきである。
- (4) 知的活動を補助する I T（情報技術）の進歩は、障害のある人の自立・社会参加に大きな役割を果たす可能性がある。障害のある人にとって利用しやすい機器やソフトウェア等の開発・普及、及びこれらの機器等の活用を促進するための施策を一層推進するとともに、I T教育についても、内容の充実と対象者の拡大を図るべきである。
- (5) 障害のある人等の選挙権の保障については、投票所等に行くことも自書することも不可能な人に投票の機会を保障するための制度を速やかに創設する必要がある。

## 2 教育・就労環境の整備

- (1) ノーマライゼーションの理念の下、障害のある子どもとない子どもが幼少時から地域において共に活動することにより、障害の有無にかかわらず共に助け合いながら生きていくという共生の感覚を育てるとともに、障害のある子どもにとっては将来社会の中で生活していくための力を付けていくことにもつながる。学校施設等のバリアフリー化を始め、障害のある子どもとない子どもが交流・理解し合うための環境整備及び障害のある子どもの教育の保障に努めるべきである。
- (2) 在宅医療技術が進歩してきている現在、重度のあるいは重複した障害のある児童生徒でも、可能な限り地域における学校教育が受けられるよう、適切な医療的配慮等が求められる。また、長期療養のため通学が困難な児童生徒に対する病院等の施設における学習機会の確保のため、当該施設等における学習の場の確保や、子どものニーズに応じた授業が提供できるよう、訪問教育の充実を図るべきである。
- (3) 深刻な不況により就労の場を狭められている障害のある人の働く場を確保するため、障害者の法定雇用率遵守の徹底化を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を顕彰するなどにより企業の意識を変えていく必要がある。また、精神障害者に対する障害者雇用率制度の適用については、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することにより、早期に実施されるよう努めるべきである。さらに、I Tの進展を踏まえ、I Tの活用による障害のある人の多様な就業機会の可能性を広げる方策について推進すべきである。
- (4) 近年、安価な製品の輸入が増えているため、障害者の活動の場である授産施設や小

規模作業所等で作られる製品との間に競合が生じ、仕事の受注の減少を余儀なくされている。障害のある人の地域生活を支える上で重要な役割を果たしている小規模作業所への補助を行うとともに、調達の拡大等により障害者の授産施設等の製品の販路拡大を図る必要がある。

### 3 障害のある人の権利

- (1) 障害のある人が、生涯を通じてあらゆる分野で機会の平等が確保され、障害のない人と同等の権利が保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備に努める必要がある。その際、障害のある人の能力に差があることに留意するとともに、社会福祉制度を充実する必要がある。
- (2) 措置制度から支援費制度への移行に伴い利用者本位のサービスの確保に努めるとともに、障害のある人を権利の主体と位置付け、差別解消のためには法律や制度の整備のみならず、合理的配慮が必要であることに留意しつつ、総合的な障害者施策の推進に努めるべきである。

### 4 福祉機器等の流通の促進

近年、障害のある人等の生活環境の改善に資する、新たな福祉機器等が開発されている。このような製品の開発に当たっては障害のある人等のニーズを踏まえるとともに、その普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等を図るべきである。

### 5 障害のある人等の政策決定過程への参画

障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえて障害者施策を推進するためには、障害のある人を中心に、障害者施設や障害者団体の関係者など、障害のある人等の政策決定過程への参画が不可欠であり、その一層の推進を図る必要がある。

## (2) 調査会経過

### ○平成15年2月5日(水)(第1回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 共生社会に関する調査のために必要に応じ参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（バリアフリー社会の実現）について加藤総務副大臣、木村厚生労働副大臣、西川経済産業副大臣及び吉村国土交通副大臣から説明を聴いた後、西川経済産業副大臣、木村厚生労働副大臣、吉村国土交通副大臣、加藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

### ○平成15年2月12日(水)(第2回)

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（バリアフリー社会の実現）について参考人東京都立大学大学院都市科学研究科教授秋山哲男君、株式会社ユーディット代表取締役社長関根千佳君及び一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年2月26日（水）（第3回）

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、児童虐待防止に関する件について鴨下厚生労働副大臣から説明を聴き、参考人淑徳大学社会学部社会福祉学科教授柏女靈峰君、朝日新聞論説委員川名紀美君及び弁護士・日本子どもの虐待防止研究会理事平湯真人君から意見を聴いた後、各参考人、鴨下厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月2日（水）（第4回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件（障害者の権利）について参考人桃山学院大学法学部法律学科教授瀧澤仁唱君、弁護士・日本弁護士連合会人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律調査研究委員会事務局長野村茂樹君及び障害者インターナショナル日本会議権利擁護センター所長金政玉君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月16日（水）（第5回）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。
- 「共生社会の構築に向けて」のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行後の状況に関する件について鴨下厚生労働副大臣及び阿南内閣府大臣政務官から説明を聴き、参考人お茶の水女子大学生活科学部人間生活学科教授戒能民江君、全国婦人相談員連絡協議会会长原田恵理子君及び女性の家H E L P ディレクター大津恵子君から意見を聴いた後、各参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月7日（水）（第6回）

- 「共生社会の構築に向けて」のうち、障害者の自立と社会参加に関する件について意見の交換を行った。

○平成15年6月16日（月）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 児童虐待の防止に関する決議を行った。
- 共生社会に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成15年7月28日（月）（第8回）

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の見直しに関するプロジェクトチームに関する件について委員から報告を聴いた。
- 共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

### (3) 調査会報告要旨

#### 共生社会に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、共生社会に関して長期的かつ総合的な調査を行うため、第152回国会の平成13年8月に設置された。

本調査会は、「共生社会の構築に向けて」をテーマと定め、2年目は「障害者の自立と社会参加に関する件」を具体的な調査事項とした。

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間の自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「障害者の自立と社会参加についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、6月16日、議長に提出した。

このほか、1年目の調査事項である「児童虐待防止に関する件」について引き続き調査を行い、6月16日、「児童虐待の防止に関する決議」を行った。

本調査会として取りまとめた「障害者の自立と社会参加についての提言」の主な内容は次のとおりである。

##### 1 バリアフリー社会の一層の推進

- (1) 障害のある人が地域で暮らすことができるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインを基調とするまちづくりを推進し、ユニバーサルデザインの考え方を社会全体に浸透させる必要がある。
- (2) 既存の公共的建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言等積極的な支援に努めるとともに、新たに建築する公共的建築物については、ハートビル法の施行状況を踏まえつつ、バリアフリー対応の一層の強化を検討すべきである。
- (3) 高齢者・障害者にとって利便性・安全性の高い移動手段を確保するため、S T S（スペシャル・トランスポート・サービス）等による外出支援サービスの充実を図る必要がある。
- (4) 障害のある人にとって利用しやすい機器やソフトウェア等の開発・普及、及びこれらの機器等の活用を促進するための施策を一層推進するとともに、I T 教育についても、内容の充実と対象者の拡大を図るべきである。
- (5) 障害のある人等の選挙権の保障については、投票所等に行くことも自書することも不可能な人に投票の機会を保障するための制度を速やかに創設する必要がある。

##### 2 教育・就労環境の整備

- (1) 学校施設等のバリアフリー化を始め、障害のある子どもとない子どもが交流・理解し合うための環境整備及び障害のある子どもの教育の保障に努めるべきである。
- (2) 重度のあるいは重複した障害のある児童生徒でも、可能な限り地域における学校教育が受けられるよう、適切な医療的配慮等が求められる。また、長期療養のため通学が困難な児童生徒に対する病院等の施設における学習機会の確保のため、訪問教育の充実を図るべきである。
- (3) 深刻な不況により就労の場を狭められている障害のある人の働く場を確保するため、障害者の法定雇用率遵守の徹底化を図るとともに、精神障害者に対する障害者雇

用率制度の適用については、人権に配慮した対象者の把握・確認方法の確立等の課題を解決することにより、早期に実施されるよう努めるべきである。

- (4) 障害のある人の地域生活を支える上で重要な役割を果たしている小規模作業所への補助を行うとともに、調達の拡大等により障害者の授産施設等の製品の販路拡大を図る必要がある。

### 3 障害のある人の権利

- (1) 障害のある人が、生涯を通じてあらゆる分野で機会の平等が確保され、障害のない人と同等の権利が保障されるよう、障害を理由とする不当な差別を禁止するための法制の整備に努める必要がある。
- (2) 障害のある人を権利の主体と位置付け、差別解消のためには法律や制度のみならず、合理的配慮が必要であることに留意しつつ、総合的な障害者施策の推進に努めるべきである。

### 4 福祉機器等の流通の促進

近年、障害のある人等の生活環境の改善に資する、新たな福祉機器等が開発されている。このような製品の開発に当たっては障害のある人等のニーズを踏まえるとともに、その普及、流通を一層促進するため、政府調達の見直し等を図るべきである。

### 5 障害のある人等の政策決定過程への参画

障害のある人のニーズや要望を的確に把握し、それらを踏まえて障害者施策を推進するためには、障害のある人を中心に、障害者施設や障害者団体の関係者など、障害のある人等の政策決定過程への参画が不可欠であり、その一層の推進を図る必要がある。

## (4) 調査会決議

### —児童虐待の防止に関する決議—

親等の保護者からの虐待により、心身の健全な育成が阻害されることはもとより子どもの生命までが危険にさらされる児童虐待については、平成12年11月の「児童虐待の防止等に関する法律」施行によって、その防止に向けた対応に一定の前進が見られるものの、悲惨な事件は後を絶たない。

児童虐待が発生する背景としては、家族の抱える経済的要因のみならず、近年の都市化に伴う核家族化、家庭の内外における人間関係の希薄化等の社会的要因も指摘されるところである。これらは現代の家族の在り方や地域社会の在り方とも密接に関係する問題であり、児童虐待の根本的解決のため、世代間の暴力の連鎖を断ち切るとともに、次世代を担う子どもを、社会全体としてどのように育成していくかという観点に立った幅広い検討が求められるところである。

同時に、児童への虐待が子どもの人権を侵害する行為であることに留意するとともに、児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、児童が人権の享有主体として尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現をも視野に入れつつ、虐待防止に向けた取組を進めていくことは、我々立法府並びに政府の責務でもある。

このような観点に立ち、本調査会は昨年1年間児童虐待の防止に関する調査を行い、その結果を中間報告として取りまとめ、虐待の発生原因・予防、虐待の早期発見・早期対応、被虐待児への支援体制の確立等について提言を行ったところであり、本年においても引き続き、児童虐待の防止に向けた更なる調査を行った。

立法府は、本問題の早期解決に向け、懲戒権を含む親権の在り方や児童の人権尊重の理念の明文化を始めとして、児童虐待の防止等に関する法律の見直しとともに、性的虐待に対する刑事法的介入の在り方を含め、関係法律の検討を早急に行うこととする。

また、政府においては、本調査会の提言の諸施策を含め、次に掲げる事項について予算上の措置を含め、万全の措置を講ずるべきである。

- 1 虐待の原因の1つとなる育児における親の孤立化を防ぐため、地域子育て支援センター・子育て支援ネットワークの周知及び拡充に努めるとともに、父親も子育てに対する参加と責任が果たせるよう労働時間の短縮を始め、父親の育児教室の推進等子育て支援策の充実に努めること。
- 2 虐待の予防には早期の把握や対応が重要なことから、妊娠婦健診、周産期診療、乳幼児健診等の充実・強化に努めるとともに、これらの時期に母親等と接触する機会の多い保健師、助産師等の役割の重要性を踏まえ、教育・研修等の実施により保健師、助産師等の資質の向上を図ること。

また、虐待を防止する予防的な教育の一環として、学校教育において児童自らが自分自身の身を守るような教育の推進に努めるとともに、関係教職員の研修等を通じた資質向上により、学校における児童への適切な支援が行われるようにすること。

- 3 児童相談所に求められる役割の変化を踏まえ、その機能強化を図るとともに、児童虐待相談件数の急増に適切に対処するため、児童相談所職員の増員、児童福祉司の専門性の向上、児童養護に豊富な経験を持つ人材の児童相談所での活用等について検討を行う

こと。また、一時保護所や児童養護施設等における居住性の向上、被虐待児への個別対応を図るため、これらの施設の充実、関係職員の資質の向上及び増員に努めること。

- 4 被虐待児の適切な保護等のため、裁判所の積極的関与が図られるよう、司法手続上の整備を含めて引き続き検討を行うこと。
- 5 国及び地方における虐待防止ネットワークの構築をより一層推進するとともに、住民に最も身近な市町村レベルのネットワークが地域の関係機関や住民との間で協力体制を取り、児童相談所と協同して虐待の予防、早期発見、さらには事後の虐待事例へのフォローにも対応できるようにすること。
- 6 児童福祉施設等における児童への虐待や二次的被害の防止のため、関係機関の職員の研修等を通じ、資質の向上を図るとともに、虐待を受けている児童が相談しやすい環境をつくるための体制の整備を図ること。
- 7 期間に弾力性を持たせた里親や専門的な心理ケアを行う里親制度の拡充・多様化を更に進めるとともに、里親の認定から委託後のフォローまでの各段階を通じて、里親への支援の充実に努めること。
- 8 虐待する親に対しては、治療的なアプローチが不可欠であり、親の養育能力を回復させるための治療・指導プログラムの開発・研究を進めるとともに、援助を受ける意欲のない親への動機付けの方途について、司法的関与の在り方を含め検討すること。また、分離された親子の再統合に向けてのプログラムの研究・開発についても検討を進めること。

右決議する。